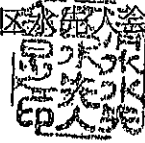


令和 6年6月3日
清水水先区水先人會



令和5年度 事業報告

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法の目的に鑑み、令和5年度において以下の事業活動を行った。

1. 重点事業

令和5年度は、引き続き利用者の一層の信頼を得るべく、水先業務の安全と水先業務船舶の運航効率改善に向け、業務の充実に努めた。

2. 各事業

1) 適正化事業

- イ) 会員に対し水先業務の適正な運営に関する指導及び監督を行った。
水先業務の遂行に当たっては、平成30年2月に策定された清水港水域利用調整の手引きに従い、水域利用調整に係る情報の清水船舶情報センターへの一元化による港内外における運航船、錨泊/漂泊予定船の情報に基づく運航調整に従い、又必要に応じ同情報センターに進言し、安全と運航効率の確保に努めた。また、携帯 VHF Ch-08 を利用した清水船舶情報センターとの緊急連絡体制の確保を継続した。
- ロ) 水先業務品質管理基準に基づき内部監査を適切に実施し、適正な業務品質管理に努めると共に、会員に自主健康検査及び法定健康検査を受診させ健康維持を図った。また、会員間での水先関連情報の共有や適切なアドバイアスの実施を継続し未然事故防止に努めた。
- ハ) 清水港防災対策協議会および台風/津波等対策協議会等に参画するとともに以下検討に参画し、水先業務の安全性及び品質の向上に努めた。
・新興津埠頭への大型コンテナ船寄港に関する調査委員会
・清水港水域利用調整の手引き改定に関する関係者連絡会
- ニ) 新型コロナウイルス感染に十分注意を払ったうえで以下関係者との安全懇談会を実施し意見交換及び情報共有を行うとともに、ユーザー対応窓口の継続的な充実に努めた。
・曳船関係者及び各曳船船長
・船舶情報センター
・代理店およびコンテナターミナル関係者
また、清水海上保安部およびパース管理者とは必要に応じ面談を行い、水先業務遂行上の問題点について相互確認と改善に努めた。
- ホ) 新公益法人会計基準による経理処理体制を充実させると共に、公認会計士との公益法人監査契約に基づき、公益水先人會財務諸表報告書の作成・監査体制を確保した。

へ) 日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認める事業への協力を図った。

ト) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として対応要領を遵守すると共に関連する最新の情報を入手し感染防止に努め、水先業務体制維持に努めた。

2) 水先人の教育関連事業

イ) 操船シミュレーターを使用し大型コンテナ船及びLNG燃料バルカーのシミュレーション検証へ参加するとともに、LNGバース緊急離棧訓練や水先人海中事故対応訓練を行った。

ロ) 日本水先人会連合会が実施する安全研修・更新講習へ参画した。

ハ) 入会后3年目までの水先人に対する水先業務検証を確実に実施した。

3) 業務取次窓口業務

イ) 会員のする水先業務の引き受けに関する事務を適確に実施した。

ロ) 会員のための料金収受事務を適確に実施した。

4) その他の事業

イ) 水先要請に必要な情報および本会に関する最新情報を書面及びインターネット(日本水先人会連合会ホームページ)を通じて公開した。

ロ) 近隣水先区(田子の浦水先区)へのスポット支援事業を維持した

ハ) 令和6年3月9日に日の出埠頭が全面供用開始される中、日の出埠頭を活用する大型客船寄港と富士見埠頭改良工事に対する安全・効率運航維持を実施した。

以上